

林業普及指導実施方針書

平成24年6月

青 森 県

1 趣旨

農林水産省は、平成21年12月、10年後の木材自給率50%を目指すべき姿として掲げた「森林・林業再生プラン」を策定し、平成22年11月には、その実現に向けた検討の最終報告「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を公表した。この中で、林業普及指導事業に関連しては、市町村森林整備計画等に関する市町村行政への支援や森林施業プランナーへの指導・助言を行うフォレスターを育成すること、林業普及指導員資格試験を再構築してフォレスターの資格試験として位置づけること及びフォレスターが育成、認定されるまでの間、一定の研修を受けた准フォレスターが市町村森林整備計画の策定等を支援することとされた。

これを受け、平成23年4月の改正森林法により林業普及指導員の業務として市町村行政に対する協力が追加されるとともに、同年7月に閣議決定された「森林・林業基本計画」に、フォレスターの育成や林業普及指導員資格試験の見直しなどが盛り込まれたところである。

他方、林業普及指導事業については、平成22年の事業仕分けにおいて「抜本的に見直すこと」との評価を受けた。これを踏まえ、農林水産省内に「普及事業のあり方検討会」が設置され、国と都道府県の協同事業として林業普及指導事業を実施する意義を整理するとともに、先進的な農林漁業者への相談・支援体制の強化、普及・研究・教育・行政の連携強化等の今後の対応方向を取りまとめた「普及事業の新たな展開について」が平成23年8月に公表された。

以上のような状況を踏まえ、本県の林業普及指導事業の運営に当たっての基本的事項を明らかにした林業普及指導実施方針を新たに定める。

2 普及指導活動の課題

林業普及指導事業は、林業普及指導員が試験研究機関による研究成果の現地実証等を行い、森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導を行うとともに、市町村の求めに応じて市町村森林整備計画の作成及び達成に必要な技術的援助等の協力を行う事業であり、全国で統一的な水準を保ちつつ、地域の実情に応じた森林の整備・保全や林業経営の合理化等を進めていく上で重要な役割を有している。

これまで、林業普及指導事業は、個別経営体の技術向上・経営改善を念頭に置いた森林所有者等への指導・助言から、地域全体での森林整備や木材利用の推進を目指した幅広い関係者のコーディネートまで多様な取組を行ってきた。

今後の林業普及指導事業の実施に当たっては、1の趣旨を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図るため、地域全体の森林の整備・保全や林業の再生に向けた構想の策定及びその実現を基本的な課題とし、重点的に取り組む。併せて、これらの取組を通じ森林・林業再生プランや森林吸収源対策をはじめとする国の政策の推進に資するよう努める。

3 普及指導活動の方法

2の普及指導活動の基本的課題への取組に当たっては、森林・林業に関するスペシャリストとしての林業普及指導員の持つ高度で幅広い技術、知識及び経験に基づき、地域全体の森林の整備・保全や林業の再生を目指した総合的な視点に立って、普及指導活動を効率的かつ効果的に実施する。

その際、今般の森林法改正を踏まえて市町村に対する協力を積極的に行うとともに、これまでも普及指導の対象としてきた森林所有者等に対する指導・助言等については、基本的な課題との関連を確保しつつ実施する。

なお、市町村への協力に当たっては、市町村が行う森林・林業に関する施策が主体的かつ効果的に実施されるよう、市町村の自主性を助長しつつ行うよう留意する。

- (1) 地域の森林の整備・保全や林業の再生に向けた構想の策定への協力森林の有する多面的機能の持続的発揮及び林業の再生を図っていくためには、地域の森林の整備・保全や林業・木材産業の活性化の構想(ビジョン)を広域的・長期的な視点に立って描き、森林・林業関係者をはじめとする地域住民の合意形成を図ることが不可欠である。

このため、最も地域に密着した公的な計画である市町村森林整備計画が地域の森林の整備・保全や林業の再生に向けた構想を示すマスタープランとなるよう、発揮を期待する森林の機能とこれに対応する望ましい森林の姿や施業方法を示すための区域の設定(ゾーニング)、効率的な森林施業に必要な路網整備の全体像と整備目標の明確化、これらを盛り込んだ概要図の作成などの見直しが行われたところであり、市町村森林整備計画の作成や地域住民との合意形成に当たって、専門的な技術及び知識を必要とする事項について、市町村に対し積極的に協力する。

- (2) 地域の森林の整備・保全等の構想の実現に必要な活動の展開地域の森林の整備・保全や林業の再生に向けた構想の実現を図るため、以下の取組を積極的に行う。

ア 面的なまとまりのある森林経営の推進

我が国の森林が小規模零細な所有構造にある中、持続的な森林の経営を確立するためには、面的なまとまりのある森林を確保し、効率的な施業を実現していくことが重要である。このため、森林所有者や森林組合等の林業事業体により森林経営計画が作成され、これに基づく森林施業が着実に実施されるよう、森林施業プランナーをはじめとする関係者との連携強化を図りつつ、森林施業の団地化、集約化の促進、巡回指導及び相談活動の積極的な実施を図る。

特に、自ら効率的かつ持続的な林業経営の実行が困難な森林所有者の森林については、意欲ある森林所有者や森林組合等の林業事業体への長期的な施業・経営の委託推進を支援する。

イ 適切な森林施業の確保

市町村森林整備計画に即した森林の整備・保全を確保するため、伐採及び伐採後の造林の届出制度や要間伐森林制度等の適切な運用、森林経営計画の認定やその実行状況の確認等について、専門的な技術・知識の面から市町村に対する協力をを行う。

ウ 森林・林業に関する技術・知識の普及・指導

森林の多面的機能の発揮、持続可能な森林経営の確立に向けて、育成複層林への移行や長伐期化等による多様で健全な森林の整備、生物多様性の保全、路網整備と作業システムの改善による生産性の向上、造林コストの低減及び森林病虫獣害対策などの技術・知識について、森林所有者や森林組合等の林業事業体など地域の林業関係者への普及・指導を行う。

その際、現地の要請を的確に把握し、行政機関や試験研究機関と連携を密にしながらかつ対処するとともに、新たに開発・考案された技術・知識の普及・定着を図る。

エ 木材の安定供給体制の確立等

森林・林業の再生を図っていくためには、森林から生産される木材について、製材・合板・集成材のみならずバイオマス利用も含めた幅広い需要を確保し、その収益を山元に還元することにより、林業の採算性及び森林所有者の施業意欲の向上を図ることが重要である。このため、木材の安定供給体制の確立や需要の拡大に向け、川上から川下の林業・木材産業・建築業等の幅広い関係者の連携・調整、情報共有、合意形成に向けた指導を行う。

(3) 地域の多様な実情に応じた取組の推進

社会全体で森林整備を進める機運の醸成を図る上で重要な森林環境教育やボランティア活動に対する支援、特用林産物振興等については、各地域の実情に応じて計画的に取り組む。また、突発的に発生する森林災害については、林業普及指導員の有する専門的な技術・知識を活用して、機動的かつ柔軟に対応する。

(4) 人材の育成・後継者の確保

効率的かつ持続的な森林経営の確立に向け、意欲ある森林所有者（指導林家及び青年林業士を含む。）林業研究グループ、森林組合等の林業事業体の経営者、森林施業プランナー及びフォレストマネージャー等の現場技能者を主たる対象として、上記3(1)から(3)までの活動の中で実施する現地検討会や研修・巡回指導等により、人材の育成及び後継者の確保を図る。その際、女性やU・I・Jターン者の林業経営への参画等の促進にも留意する。

4 林業普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

林業普及指導事業において、高度で幅広い技術、知識及び経験に基づく総合的な視点に立った普及指導活動を適切に行えるよう、林業普及指導員に必要な専門的技術・知識や普及指導能力、関係者との調整能力等についての資質向上を図る。

(1) 研修の実施

ア 准フォレスター研修

地域の森林の整備・保全や林業の再生に向けた構想の策定への協力やその実現に必要な活動の推進を林業普及指導員が担うことができるよう、これらの活動に必要な資質の向上を目的として林野庁が実施する准フォレスター研修を林業普及指導員に積極的に受講させる。

イ その他の研修

各地域の多様な実情に応じた効果的な普及指導活動を行うために必要な技術・知識の修得を目的とした研修を実施する。

(2) 人事交流の推進

林業普及指導事業の実施に当たっては、森林・林業行政とのより一層緊密な連携や、高度化かつ多様化した技術・知識が求められていることから、試験研究機関や関係行政部局との幅広い人事交流を推進する。

5 林業普及指導員の配置

普及指導活動の効率的・効果的な実施を図るため、林業普及指導員が地域の森林・林業の現状や課題の把握を十分に行うとともに、研究・教育・行政機関との円滑な連携が図られるよう、適切な配置に努める。

(1) 准フォレスター

4(1)アの准フォレスター研修を受講した林業普及指導員(准フォレスター)が3(1)及び(2)の業務を地域で継続的に実施するため、各地域県民局への複数の准フォレスター配置を目指す。

また、地域の森林の整備・保全や林業の再生に向けた構想の策定・実現に必要な活動を効率的・効果的に実施するためには、森林計画、造林、森林土木、林産等の関連する業務と一体的に取り組むことが重要であることから、それらの関係職員と連携した指導体制の強化を図る。

(2) 林業革新支援専門員

林政課に配置する林業普及指導員は、林業普及指導事業を統括する立場で、下記の項目に関する企画・調整、他の林業普及指導員への指導等を行い、林業革新

支援専門員の役割を担う。

- ・ 森林・林業再生プランの実現に向けた准フォレスターの計画的な養成及び普及指導活動の推進
- ・ 育成複層林の造成及び高性能林業機械を活用した低コスト作業システムの導入等の高度かつ先進的な取組を行う森林所有者等への支援
- ・ 試験研究機関の有する森林病虫獣害対策等に関する専門的な知見の活用や森林・林業に係る各種施策の普及等の研究・教育・行政機関との連携強化
- ・ 准フォレスター研修の活用や都道府県独自の研修等による林業普及指導員の計画的な資質の向上

6 その他林業普及指導事業の運営に関する基本的事項

(1) 事業実施に対する評価システムの確立

林業普及指導事業における個々の活動成果等について、客観的に評価し、将来の普及指導活動の改善に結びつけるため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、評価結果の反映(Act)という一連の評価システムを確立し、効率的かつ効果的な林業普及指導事業の実施に資する。

(2) 関係組織等との役割分担及び連携強化

林業普及指導事業の効果的な推進を図るため、国有林、流域林業活性化センター、林業労働力確保支援センター、普及関係団体及び農業普及改良組織などの森林・林業の施策の推進に関連する組織・機関等との役割分担を明確にしつつ、これらの関係組織等と密接に連携した取組を進める。

また、森林整備や林業経営等の各分野において先進的な技術知識を有している指導林家、林業技士、林業研究グループ、森林ボランティアのリーダー及び既に民間が先導して優れた情報提供や技術指導を行っている税務・労務及びキノコ種菌等の分野における民間の専門家等を活用する。

(3) 情報ネットワークの活用

普及指導を図るべき技術・知識、施策及び林業経営の先進的事例等の情報は、林業普及指導員や森林所有者等の間でインターネット等を活用することにより、迅速な情報交換や必要となるデータベースの蓄積を図るとともに、広く一般に向けて、森林・林業・木材産業についての最新の話題等の情報の提供を行う。